

## 第6回 十和田市・十和田湖町合併協議会 会議録

### (1) 開催日時及び場所

平成16年3月12日(金) 午後2時00分～3時00分  
十和田湖町 沢田悠学館

### (2) 出席委員及び欠席委員

#### 出席者

中野渡 春雄(会長)、渡部 毅(副会長)、林 哲夫、法量 忠一、  
中野 信一、東 征悦、気田 武夫、佃 恭夫、  
豊川 泰市、赤坂 孝悦、織川 貴司、角 瑞世、  
工藤 正廣、米田 由太郎、野月 忠見、折田 俊介、  
野月 誠、東 秀夫、名古屋 淳、今井 敏行、  
稲本 純一、川上 堅志郎、工藤 行雄、中野渡 政美、  
沼宮内 學、山崎 誠一、山端 哲夫、新屋敷 すみ子、  
市澤 善一、小笠原 良太、織田 盛好、笠石 義邦、  
高淵 幸浩、小川 初、東 龍治、菩提寺 昭三、  
村井 勇美

#### 欠席者

柿本 聡、竹ヶ原 三郎、古川 あき

傍聴人 13名

### (3) 会議項目

#### 報告事項

報告第13号 無料はがきによる意見等について

#### 協議事項

協議第32号 通学区域の取扱について

協議第33号 各種計画の見直しについて

協議第34号 女性政策について

- 協議第 35 号 姉妹都市・国際交流について  
協議第 36 号 電算システムについて  
協議第 37 号 納税関係について  
協議第 38 号 平成 16 年度 十和田市・十和田湖町合併協議会事業計画について  
協議第 39 号 平成 16 年度 十和田市・十和田湖町合併協議会歳入歳出予算について

#### 継続協議事項

- 協議第 13 号 議員の定数・任期の取扱  
協議第 14 号 農業委員の定数・任期の取扱

#### 次回協議事項の説明

## 1、 開会

### 【斗沢事務局次長】

強風の中、ご出席をいただきまして大変ご苦労さまでございます。  
それではただいまから、第 6 回十和田市・十和田湖町合併協議会を開会いたします。  
本日の会議は在任委員 40 名中 37 名の出席となっておりますので、会議は成立いたします。  
はじめに、会長からごあいさつを申し上げます。

## 2、 あいさつ

### 【中野渡会長】

第 6 回十和田市・十和田湖町合併協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、年度末のご多忙中の中、ご出席いただきまして厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様から一任いただきました新市の名称につきましては、3月5日に6名が集まり、第1回目の協議をいたしました。

その状況については、名称を検討する観点を整理し、事務局長の司会により、6名で様々な意見を出し合いましたが、あらためて22日に第2回目の協議を行うこととしております。

また、6名とも、合併しなければならないという点では一致しており、引き続き協議をし

て意見を集約したいと考えてるところであります。

私といたしましては、この合併を実現すべく、誠心誠意努力してまいりたいと考えておりますので、どうか委員の皆様には、本日も忌憚のないご発言と活発な議論をお願い申し上げ、簡単ではございますけれども私のあいさつといたします。

【斗沢事務局次長】

ありがとうございました。

それでは議事の進行は、協議会規約によりまして、会長が議長となりますので、会長よろしくをお願いいたします。

【中野渡会長】

早速、議事を進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### **3、 報告**

はじめに、次第3の報告第13号「無料はがきによる意見等について」事務局から説明して下さい。

【横道事務局員】

報告第13号「無料はがきによる意見等について」ご報告申し上げます。

前回ご報告申し上げました後の2月24日から3月9日到着分まで7件となっておりますが、ページの2ページ以降7件を記述しております。

内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上です。

【中野渡会長】

ただいまの説明について、ご質疑ございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

質疑が無いようですので、報告第 13 号については、了承ということによろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

それでは、以上で、報告第 13 号は承認されました。

それでは、協議に入りますが、はじめに前回提案いたしました事項について、協議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

#### **4、 協議事項**

早速ですが、次第 4 協議事項の(1)協定項目について議事を進めてまいります。

協議第 32 号「通学区域の取扱について」を議題といたします。

通学区域については、現行のとおりとするが、必要が生じた場合は、通学区域審議会を組織し、通学区域を検討するという案で提案しておりますが、ご意見等をお聞かせいただきたいと思えます。

ご意見ございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

ご異議が無いようですので、協議第 32 号「通学区域の取扱について」は原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

はい。それでは、協議第 32 号「通学区域の取扱いについて」は原案のとおり確認されました。

次に、協議第 33 号「各種計画の見直しについて」を議題といたします。

各種計画の見直しについては、同様の計画については、新市まちづくり計画等との整合性を図り、合併後の統合について調整するなどの内容で、提案しておりますが、ご意見等をお聞かせいただきたいと思います。

ご意見ございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

ご異議が無いようですので、協議第 33 号「各種計画の見直しについて」は原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

それでは、協議第 33 号「各種計画の見直しについて」は原案のとおり確認されました。

次に、協議第 34 号「女性政策について」を議題といたします。

女性政策については、現行の内容をもとに、新市において調整実施するという内容で提案しておりますが、ご意見をお聞きいたします。

ご意見ございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

はい。ご異議が無いようですので、協議第 34 号「女性政策について」は、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

はい。協議第 34 号「女性政策について」は原案のとおり確認されました。

次に、協議第 35 号「姉妹都市・国際交流について」を議題といたします。

姉妹都市・国際交流については、現行どおり新市に引継ぎ、新市において調整するという案で提案しておりますが、ご意見等をお聞きいたします。

ご意見ございませんか。

【東 秀夫委員】

はい（挙手）

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【東 秀夫委員】

ちょっとお聞きしますけれども、新市において調整するということが非常に多く見受けられますけれども、この調整するにあたって、どのような形で調整をしていくのか。

例えば、民を入れた組織をつくって話し合いをするのか、行政と議会で決めていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

【大川事務局長】

お答えいたします。

今、東委員おっしゃったようにですね、議会との調整もございます。

例えば、議会と調整する場合は、条例とかですね、その制度上の問題がある場合があると思いますけれども、もう1つは、事務方でまとめたものをですね、それで調整すると。

例えば、調整委員会とかですね、そういうのを設けて調整するという方法。

いずれにいたしましても調整方法についてはですね、議会、それから各審議会とかですね、設ける必要があるものについては、設けて調整をしていきたいなと考えてました。

以上でございます。

【中野渡会長】

そのほかございませんか。

【東 秀夫委員】

はい（挙手）

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【東 秀夫委員】

今この新市ですね、なった場合のいろいろな、うちの方は土佐町との交流をしている訳ですけれども、そういうことで、各種団体の方々もたくさんみられておられます。

いろいろそういう中で、交流をしてきている訳です。

行政と議会ばかりでなくて、いろいろな団体の方々も交流を深めてきている訳で、そのことに強い思いがあると思うんですが、そういうことでやはりせっかく我々がそういう立場で選ばれてきている訳ですから、そのことを十分に話し合いをしてですね、ある程度の調整をしておかないと、なんだと、行政とか議会だけで決めるのかと、せっかくこういう集まりがあるのを何の意味も無いじゃないかというふうになると思いますので、その辺をどういうふうに考えているのか、このままもうあとで調整をするという考えなのか、ここで十分話し合いをしたいと思っているのかその辺お聞きします。

【大川事務局長】

要するに調整というのはですね、市民・町民の方の意見も十分反映しながら調整するというご理解していただきたいと思います。

【東 秀夫委員】

はい（挙手）

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【東 秀夫委員】

ですから、ここの場が、そういう市民の声を聞く場だと思うんですよ。

そこで、こういうふうに加えて、あとで調整をするということを出してしまうと、何の話合いも進まない訳ですよ。

ですから、例えば、行政の方の事務局案が、例えばどういうふうにするんだという案が出て、そしてここで、それは困るよとか、こうした方がいいんじゃないかということ話合いが出てくると思うのですが、全くもうあとで調整をするとなってしまうと、もう話合いも何も余地も無いというふうに我々が感じる訳ですよ。

【大川事務局長】

事務方でここ、1年以上かけて調整、事務方で調整してきたものがございます。

しかしそこでも、なかなか調整方針というものをですね、見出せないという面もございますので、できればですね、提案しておる訳でございます。

各交流事業、それから姉妹都市事業とかですね、地域交流事業等を資料として添付してございますので、皆さんからご意見あればですね、それらを参考にしながら調整に反映させていきたいというのが1つ。

それから、先程申しましたようにですね、東委員が言ったようにですね、それぞれの交流とかですね、そういうものについては関係者の思いがあるわけですから、それは引続きですね、我々は意見として承っていくと、そしてそういうものを尊重しながら、次の合併後ですね、それを調整していきたいなと考えてました。

原則的には、残すという、合併時点では残すという、現行どおり進めるけども、その合併後の現行どおり進めたものの調整をですね、町民または市民の皆さんの意見を聞きながらですね、いい方向に持っていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

【東 秀夫委員】

はい（挙手）。

【中野渡会長】

はい。

【東 秀夫委員】

残してですね、そのまま続けるということで、その進め方を見てまた調整をするということであればいいんですが、ここを見ると今までは何年間はやりますよと。

そして、その後は、調整しますよという話がいろいろ出てきたんですが、この場合はもう調整と出てきてるもんですから、合併時にもう調整して、例えば市になったんだから今までの十和田市の交流してるところだけにする、町とは交流しない、とそういうこともあり得ると思いましたが、このまま続けて、その末を見て調整をしていくということであれば分かりますけれども、まずできるだけ、我が町としても土佐町と非常に交流を深めてきてますので、それを続けるように1つお願いをしたいと思います。

【中野渡会長】

そのほかございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

はい。それでは、ご異議が無いようですので、協議第35号「姉妹都市・国際交流について」は原案のとおりとすることで確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

はい。協議第 35 号「姉妹都市・国際交流について」は、原案のとおり確認されました。  
次に、協議第 36 号「電算システムについて」を議題といたします。

電算システムについては、十和田市の電算システムを基本に合併時までに統合し、また、  
戸籍関係事務については、電算化するなどの内容で提案しておりますが、ご意見等をお聞  
きいたします。

ご意見ございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

ありませんね。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

はい。ご異議が無いようですので、電算システムについては、原案のとおりとすること  
で確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

協議第 36 号「電算システムについて」は原案のとおり確認されました。

次に、協議第 37 号「納税関係について」を議題といたします。

納税関係については、前納報奨金は縮減し、または廃止の方向で調整し、納税貯蓄組合  
については、納税貯蓄組合法を踏まえて補助を交付する。

また、納税表彰については、個人を対象に表彰するという内容で提案しておりますが、ご意見等をお聞きいたします。

ご意見ございませんか。

【東 秀夫委員】

はい（挙手）。

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【東 秀夫委員】

納税組合の補助金のことですけれども、前にも私も聞いたんですが、市の、国県の規定で市になると、まずそういう法律に従ってやっていかなきゃならないということがよく分かりました。

それで私、調べてみましたら、平成 14 年で十和田湖町の場合は、5,438,000 円、それから市の今のルールでいきますと 3,253,000 円ということで、約 40%の減となる訳であります。

そしてまず、我が三日市部落に当てはめてみますと、だいたい 440,000 円程もらっているのが約 260,000 円、大体 180,000 円の減となる訳であります。

我が 100 戸の部落でさえも 180,000 円の減となる。

この資金が部落、地域に帰りますと、地域の活性化の活動として、使われてきた訳であります。

今、合併によって、地域を活性化しなければならないという原点に立っている訳でありますけれども、逆にこういう資金的な面で非常にマイナス面が多くなってくる、そのことによって地域が全く弱体化していくんじゃないかと、いうふうな心配がある訳ですが、十和田市の方では何かその地区の活動費として、なんかの方法をやっているのかやってないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

【北館事務局次長補佐】

お答えいたします。

十和田市の方の町内会組織はございます。

その町内会組織の運営については、基本原則として、町内会の会員のいわゆる会費そう

いったもので基本的には運営をしてございます。

ただ、いわゆる町内会で持っている街灯等々のですね、いわゆるそういった維持的なものの補助金、電灯料補助的なそういった補助制度はございます。

したがって、自治会そのものに対する直接的なですね、補助というものは行っていない状況にあります。

以上です。

【東 秀夫委員】

はい（挙手）

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【東 秀夫委員】

内容はよく分かりますんで、これからですね、いろいろ各地域を活性化しないとそのままちが生きていけないと思いますので、なんかの形で1つ、税の面で対応ができなかったら、なんかの形で地域を活性化する為のまちの援助と言いますか、そういうものを1つ考えていただくように要望しておきたいと思います。

【中野渡会長】

そのほかございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

はい。それでは、要望がありますけれども、異議が無いようですので、協議第37号「納税関係について」は原案のとおりとすることで確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

協議第 37 号「納税関係について」は原案のとおり確認されました。

次に次第 4 ( 2 ) の協議第 38 号「平成 16 年度 十和田市・十和田湖町合併協議会事業計画」および協議第 39 号「歳入歳出予算について」は関連がありますので、合わせて事務局から説明して下さい。

【横道事務局員】

それでは、協議第 38 号 39 号、合わせてご説明申し上げます。

資料は、会議次第の入っております綴りの中の 5 ページ以降になります。

協議第 38 号「平成 16 年度 十和田市・十和田湖町合併協議会事業計画について」ご説明いたします。

具体的な内容につきましては、6 ページをお願いいたします。

まず項目といたしまして、7 項目ほど掲げております。

まず、新市まちづくり計画に関する協議・調整ということで、これからまちづくり計画案をお示ししながらご意見、ご協議をいただくということでこういう項目をもっております。

次が合併協定項目に関する協議・調整ということで、4 月にも若干協議事項が残りますので、その部分の意味でございます。

3 つ目に事務事業の具体的調整ということで、これは事務レベルの専門部会あるいは分科会あるいは担当者同士というような調整を協議会、事務局の方が中心となって行うという内容でございます。

次に、協議会だより、パンフレット等の発行およびホームページによる情報提供。

主に情報提供、広報活動の内容になっております。

次に、条例、規則等の調整整備ということで、これにも、期間が相当時間を要します。

例えば料金が決まれば条例の内容を検討していかなきゃならない、条文化しなけりゃならないというような作業あるいは調整というものが出てきます。

次に、協議会、幹事会、専門部会等の会議の開催になっております。

最後に、その他必要な事項ということで、県、国との協議がもってございます。

主な事業の概要ということで、下の方に掲げて、表で掲げておりますが、まず、会議、住民説明会開催事業という名前を付けておりますけれども、協議会は月 1 回から 2 回程度開かれるだろうということで、これも審議の状況によりまして密度あるいは回数が変わ

ってくるのかなという点でございます。

次に住民説明会ですが、これは市、町それぞれで主催して行うということになります。

時期的には、5月から6月頃を想定しております。

内容につきましては、協議の状況あるいはまちづくり計画等について説明するというところでございます。

次は幹事会ということで、これは会議の関係の事前協議の部分になります。

専門部会、分科会につきましては、事務レベルの調整会議になります。

次に合併推進事業ということでございますが、新市まちづくり計画の策定ということで、これは現在作業を随時進めております。

ということで、これは継続してもっていきたいということでございます。

あと電算システムの統合管理を委託するという業務でございますけれども、これは電算システム先程ご確認いただきましたが、それらの調整を専門的なコンサルタントになりますが、それにお願いして調整作業を進めていただくということでございます。

次は例規整備でございますけれども、これも先程上の方で申し上げました内容になります。

次、啓発事業ということで、広報の発行、月1回程度、前半は多分月2回程度の回数で発行せざるを得ないかなということでございますけれども、月1回程度ということでとりあえず考えております。

あとホームページの随時更新、あとパンフレット等の配布ということでございますけれども、これは各種パンフレットあるいは新市総合情報冊子と申しまして、こういう制度がこうなります、あるいはこういう施設がこういうふうに使われますというような住民生活に密着した情報を小さい本にしまして全戸に配布したいなと考えております。

以上が事業計画でございます。

続きますが、次のページ、協議第39号「十和田市・十和田湖町合併協議会歳入歳出予算について」をご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、負担金といたしまして十和田市から26,415,000円、十和田湖町から2,935,000円、合計で負担金といたしまして総額で29,350,000円でございます。

次、2の国県の支出金ということで県の方から市町村合併協議会運営経費補助金ということで2,000,000円いただく予定になっております。

合わせまして歳入が31,350,000円となります。

次に歳出でございますが、大きく運営費と事業費、予備費と分かれております。

次に運営費の中身といたしまして、会議運営費、事務費と分類しております。

まず、会議運営費につきましては、委員報酬について1,596,000円、費用弁償83,000円、お茶代53,000円と見込んでおります。

合計、会議運営費が1,732,000円としております。

次に事務費でございます。

これは需要費、コピーとか消耗品でございますが 1,440,000 円、郵便料が 49,000 円、職員の旅費として 121,000 円、賃金、これはパートの賃金ですが 693,000 円、合計しまして事務費として 2,303,000 円となっております。

次に、大きい項目の事業費の中の事業推進費ということで、その中で説明の部分になりますが、大きく広報事業と業務委託事業と分かれております。

広報事業につきましては、協議会だよりが 3,860,000 円、各種パンフレットということで 1,800,000 円、新市総合情報冊子ということで 900,000 円となっております。

なお、この辺の冊子とかパンフレットの中身によって若干実際の金額はこの中で動くかと思えます。

次に業務委託ですが、例規の整備、条例規則の整備ですが、専門の業者に委託することから 1,800,000 円、次に電算システムの統合監理業務については 18,900,000 円を見込んでおります。

最後に予備費が 55,000 円見込みまして 31,350,000 円、歳入歳出 31,350,000 円ということにしております。

以上でございます。

【中野渡会長】

事業計画と歳入歳出予算については一括して協議したいと思えます。  
質疑ございませんか。

【小川委員】

はい（挙手）

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【小川委員】

事業計画の方でございますけれども、今この住民説明会の方が 5 月から 6 月頃までというように明記されておりますけれども、その 5 月から 6 月頃の間 1 回の説明だけでこの住民の説明を終わらせるものか。

それともこの 5 月 6 月の間に何回かの説明会を開いて、住民の方に説明をするものか。

何しろこの今の合併に関しての中身については、1回や2回の説明では住民の方にも分かってもらえるは大変だろうと思いますけれども、それともこの5月6月の間に1回だけで終わるものかどうかその辺をお願いいたします。

【大川事務局長】

お答えいたします。

住民に対する合併の説明会については、任意協議会の中でも十和田湖町は十和田湖町、十和田市は十和田市でそれぞれ日時、場所を設定して集中的に住民の説明を行いました。

法定協の今回5月6月に予定されるものにつきましてもそういった形で説明をしていきたい。

ただ、どうしても会場に来れないとかですね、そういった方にはどこどこで何人が集まって聞きたいという場合はですね、随時事務局としては対応していきたいなと考えてました。

それから、そういった形で集中的には5月6月でやるけれども、要請があれば逐次対応していきたいなと考えてました。

以上でございます。

【中野渡会長】

そのほかございませんか。

ありませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

それでは質疑が無いようですので、協議第38号「平成16年度 十和田市・十和田湖町合併協議会事業計画」および協議第39号「歳入歳出予算について」確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

協議第 38 号「平成 16 年度 十和田市・十和田湖町合併協議会事業計画」および協議第 39 号「平成 16 年度 十和田市・十和田湖町合併協議会歳入歳出予算」は確認されました。  
以上で、次第 4 の協議事項についての協議を終わります。

## 5、継続会議

次に、次第 5 の継続協議事項のうち、まず、協議第 13 号「議員の定数・任期の取扱いについて」は現在調整を進めておりますので、継続協議とさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【中野渡会長】

協議第 13 号「議員の定数・任期の取扱いについて」は継続協議といたします。  
次に、協議第 14 号「農業委員の定数・任期の取扱いについて」を議題といたします。  
農業委員の定数・任期の取扱いについては、在任特例を適用するとともに、定数は 28 人とすることとして提案しておりますが、ご意見等をお聞きいたします。  
ご意見ございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

ご異議ございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

はい。ご異議が無いようですので、協議第 14 号「農業委員の定数・任期の取扱について」は原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

それでは、協議第 14 号「農業委員の定数・任期の取扱について」は原案のとおりと確認されました。

以上で、次第 5 の継続協議事項についての協議を終わります。

## 6、次回協議事項

次に、次第 6 の次回協議予定の項目についてご説明いたします。

まずはじめに、協定項目 30「窓口業務について」は、窓口時間の延長や休日の対応など住民サービスの低下を招かないよう調整したいと考えております。

項目の内容について、事務局から説明いたします。

【北館事務局次長補佐】

それでは説明をいたします。

協議第 40 号「窓口業務の取扱について」調整の内容でございますけれども、窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整するという方針としております。

詳しくは 2 ページの方で若干補足して説明をいたします。

平日の対応でございますけれども、窓口業務の実施時間につきましては、職員の勤務時間に合わせて取扱をしております。

ここで勤務時間が十和田市、十和田湖町で 15 分のズレがございますけれども、これについては、合併時に勤務時間を統一することとしてございます。

次に、昼休みの対応でございますけれども、十和田市、十和田湖町とも昼休みにおきましても窓口業務を職員の勤務交代で行ってございます。

ここの部分につきましては、市民課といいますが、戸籍住民関係の部分だけを記載して

ございますけれども、両市町とも税務関係あるいは国保年金、福祉健康介護、そういった住民関係の窓口においても昼休みは対応をしております。

次、窓口時間の延長でございますけれども、十和田市におきましては月曜日と金曜日 17 時 15 分から 18 時までいわゆる 6 時までですね、住民票の交付の写しあるいは印鑑登録証明書等々いわゆる戸籍住民関係に関わる窓口業務を延長して実施しております。

一方、十和田湖町においては、こういった窓口時間の延長は行っておりませんが、これにつきましても住民サービスの低下を招かないようにですね、その事務量等々を勘案して調整することとしております。

次に、休日、夜間の対応でございますけれども、通常の間帯いわゆる 8 時半から 17 時 15 分までの間帯につきましては、職員の日直体制で対応をしております。

一方、十和田市におきましては、夜間業務につきましては、宿直員いわゆる非常勤の職員を採用し、これらの業務を取り扱っております。

一方、十和田湖町におきましては、警備会社に委託をしております、そういった戸籍、住民関係のそういった対応が必要な時はですね、職員に連絡をして対応をしている、そういう状況にあります。

これらにつきましては、庁舎管理の調整内容と併せて調整をすることとしております。  
以上です。

【中野渡会長】

ただいまの説明内容について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

協議は次回となりますので、すみません、よろしく申し上げます。

質疑ありませんね。

【委員】

はい。

【中野渡会長】

はい。質疑が無いようですので、次に協定項目 31「保健衛生について」は、事務の統一のほか、十和田湖診療所を現行のまま新市に引き継ぎたいと考えております。

項目の内容については、事務局から説明いたします。

【北館事務局次長補佐】

協議第 41 号「保健衛生について」ご説明申し上げます。

調整の方針でございますけれども、両市町で差異のないものについては現行どおりとし、両市町で差異のあるものについては合併時に統一する。機能訓練事業については、合併後も現行どおり継続して実施していく。十和田湖診療所については、現行のまま新市に引継ぐ。という調整の内容になっております。

詳しくは、4 ページ以降で補足説明をいたします。

各種予防接種でございますけれども、これにつきましては、十和田市の制度に統一して実施することとしております。

5 番目の部分のいわゆる 2 種混合の予防接種でございますけれども、これについては十和田湖町の方は集団で実施しておりますけれども、これについては個別というような形で統一をすることとしております。

次の各種検診業務でございますけれども、8 番目の歯周疾患検診、これを除いて両市町とも実施してございます。

したがって、ここの部分については、合併時において、十和田市の制度で実施をすることとしております。

次の 5 ページでございますけれども、人間ドックの取扱でございます。

これについては、十和田市の制度に統一をして実施することとしております。

対象者につきましては、十和田市においては 40 歳以上の者を対象としてございます。

一方、十和田湖町においては、40 歳、45 歳、55 歳というような形でいわゆる 5 歳刻みで対象者を設定してございます。

これらにつきましては、十和田市の対象者の取扱によって統一をします。

それと実施場所についても、十和田市におきましては、3 ヶ所の検診センターで委託実施しておりますけれども、十和田湖町は 1 ヶ所。

これについても、十和田市の例によって、3 ヶ所で実施をすることとしております。

4 点目の乳幼児健康診査の関係でございますけれども、これにつきましては十和田市の制度に統一して実施をします。

なお、実施場所でございますけれども、保健センター、十和田市、十和田湖町両方にございますので、そのセンターを活用して実施をすることとしております。

内容的には、両市町とも同じ内容になってございます。

5 点目のその他の健康診査でございますけれども、これについても十和田市、十和田湖町同じ内容で実施しておりますので、現行どおり実施することとしております。

6 番目の指導・相談業務でございますけれども、ここのところで現行どおり実施するという記載になっておりますけれども、そこの部分を十和田市の制度に統一するという形で訂正をお願いしたいと思います。

というのは、内容の部分において、十和田市では、2 歳 6 ヶ月時の健診を実施してござい

ます。

これについては、十和田湖町で実施をしていないと。

この2歳6ヶ月時の訪問指導については、十和田市の制度で合併時に実施をするという内容となっております。

次の 番目の妊産婦・新生児訪問指導、それから 番目の乳幼児相談、 番目の妊産婦相談、これについては両市町とも同じ内容で実施をしておりますので、現行どおりとしてございます。

それと 番目の部分の障害児相談、これについては十和田市の方で実施をしておりますけれども、十和田湖町では実施をしてございません。

これについては、合併時に十和田市の例によって障害児の相談を実施することとしております。

8ページの機能訓練事業でございますけれども、この事業につきましては現行どおり実施することとしております。

十和田市は業者に委託をしております。

一方、十和田湖町においては、直営で実施をしておりますし、湖畔地区につきましては、職員が出張して機能訓練の事業にあたっております。

これらについては、両市町で若干の実施方法に違いがございますけれども、合併時も現体制のまま実施をすることとしております。

次に、病院・診療所の関係でございますけれども、十和田市には市立中央病院がございます。

これについては、現行のまま新市に引継ぐと。

一方、十和田湖町においては、十和田湖診療所がございますけれども、これについても現行のまま新市に引継ぐということで、診療所の会計については一般会計で対応するという内容としております。

以上でございます。

**【中野渡会長】**

ただいまの説明内容について、質疑ございませんか。

**【委員】**

なし。

**【中野渡会長】**

それでは質疑が無いようですので、次に協定項目 32「障害者福祉について」は、差異のないものは現行のまま実施し、差異のあるものは合併時に統一したいと考えております。

項目の内容については、事務局から説明してください。

#### 【北館事務局次長補佐】

協議第 42 号「障害者福祉について」ご説明申し上げます。

調整方針の内容でございますけれども、両市町で差異のないものについては現行のまま実施することとし、両市町で差異のあるものについては、合併時に統一をするという内容になってございます。

詳しくは 11 ページになりますけれども、障害者福祉事業につきましては、国、県の制度に基づき、両市町とも実施しておりますことから、制度の内容としては同じ内容となっております。

業務内容としては、障害者福祉事業ということで、支援費制度としては、身体障害者支援費制度ですね。

内容的には居宅生活支援事業、それと施設訓練等支援事業という大きな括りになっておりますけれども、これにつきましても両市町とも同じ内容で実施をしてございます。

次の 12 ページの知的障害児支援費制度、これについても同じ内容で実施をしてございます。

ただ、身体障害者福祉タクシー事業、これにつきましては、十和田市が実施しており、十和田湖町が実施しておりませんが、これについては、市単独の事業で実施しているものでございます。

これについては、合併時に十和田市の制度により制度を導入することとしております。

13 ページの身体障害者巡回審査、それと身体障害者手帳申達・交付、身体障害者の補装具の交付・修理・補助申請等これらの事業につきましては、十和田市、十和田湖町も同じ内容になっておりますので現行どおりで実施することとしております。

以上でございます。

#### 【中野渡会長】

ただいまの説明内容について、皆さんの方からもしお聞きしたいことがありましたら…。ありませんか。

#### 【委員】

なし。

【中野渡会長】

はい、それでは無いようですので、次に協定項目 36「商工観光について」は商工業の振興に関する両市町の振興方策を継続、観光については、両市町の振興方策を統合したいと考えております。

項目の内容について、事務局から説明して下さい。

【北館事務局次長補佐】

協議第 43 号「商工観光について」ご説明申し上げます。

調整方針の内容でございますけれども、商工業については両市町の振興方策を継続実施する。

観光については、自然的観光資源および文化歴史的観光資源などの観光資源を中核とした体験、滞在型の観光地づくりを推進するため、両市町の振興方策を統合する。という調整方針としております。

具体的な内容については 16 ページで補足して説明をいたします。

1 番目の基本計画でございますけれども、十和田市におきましては、商工の関係でございますけれども、十和田市におきましては、中心市街地活性化基本計画あるいは商業地域振興整備基本計画という計画をもってございます。

これに対しまして、十和田湖町はこういった基本計画をもっておりませんけれども、これらの計画については新市において新たに策定することとしております。

商工業振興対策の関係でございますけれども、両市町とも中小企業融資制度、利子補給補償料補給制度の補助制度を実施しておりますけれども、十和田市においては 7 項目にわたって実施をしております。

一方、十和田湖町においては、中小企業特別保証融資制度という制度を実施しておりますけれども、これらについては十和田市の制度で統一をすることとしております。

工場設置奨励対策につきましては、両市町とも条例を制定し奨励措置を講じてございません。

内容といたしましては、十和田市は課税免除、雇用奨励金、福利厚生施設奨励金、立地奨励金という奨励制度を設けてございます。

一方、十和田湖町においては、工場設置奨励対策として課税助成 3 年間の固定資産税の助成、雇用奨励金、用地取得奨励金という奨励制度を設けてございます。

実績としては、十和田湖町の方においては、0 という内容になってございますけれども、これらの工場設置の奨励対策については、十和田市の制度で統一をすることとしております。

次の商工関連補助事業でございますけれども、補助事業の制度としては、十和田市では商工会議所事業補助金など3つの補助金を交付してございます。

一方、十和田湖町においても、商工会補助金というもので商工業関係の補助事業を実施しております。

これらにつきましては、中小企業振興のため、事業を継続実施していくという内容としております。

次の観光の関係でございますけれども、十和田市においては十和田市観光基本計画という計画をもってございますけれども、十和田湖町には観光を限定とした基本計画は策定してございません。

これについては、新市において新たに策定することとしております。

観光振興対策でございますけれども、観光イベントとして、十和田市では春祭り外8事業を実施してございます。

十和田湖町においても、十和田湖湖水開き外11事業の観光イベントを実施しております。

両市町の観光イベントを統合することにより、通年のイベントを実施するという内容としてございます。

観光関連補助事業につきましては、十和田市においては観光事業補助金外4事業に対して補助金を交付してございます。

一方、十和田湖町においても、町観光協会補助金外5事業に対して補助金を実施し、観光関連事業の推進を図っております。

観光振興のため、これらの事業を継続実施していくという内容で取りまとめをしております。

18ページの道の駅の振興対策でございますけれども、十和田市においては、直営方式で正職員2名、臨時職員1名、パート1名という形で直営で実施をしてございます。

一方、十和田湖町においては、道の駅奥入瀬ろまんパークということで、これらの施設の管理については、財団法人十和田湖町ふるさと活性化公社に委託をして実施をしてございます。

この取り扱いについては、合併後も現行運営管理体制を継続すると。

道の駅とわだについては、委託体制を検討する。

また、道の駅とわだ利用団体については、当面その利用を継続する。という内容としてございます。

それと、観光資源美化対策でございますけれども、十和田市では奥入瀬川クリーン対策協議会に補助金を出して美化対策事業を行っております。

十和田湖町においても、美化対策費補助金と十和田湖水質浄化事業補助金ということで美化対策事業を実施しております。

これらについては、新市において事業を継続するという内容としております。

それと、観光宣伝対策でございますけれども、十和田市では観光パンフレットの作成な

ど4項目、十和田湖町においても同じく観光パンフレットの作成など4項目の観光宣伝対策を講じておりますけれども、これらの対策についても、新市において事業を効率的に行うために統合することとしております。

以上でございます。

【中野渡会長】

ただいまの説明内容に、もしお聞きしたいことがありましたら…。

【稲本委員】

はい(挙手)

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【稲本委員】

商工の基本計画の中にですね、十和田市中心市街地活性化基本計画があるわけですが、それについて今、商工会議所ではTMO構想を進めておるわけですが、それが改められて整合性のないものになれば困りますので、それを活かしていただきたいということです。

新市になって新たに作成するということになってますので、それを活かしてもらわないと整合がとれないというようなことになれば、困りますので。

【中野渡会長】

はい分かりました。

意見としてお聞きいたします。

そのほかございませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

以上で、次第 6 の次回協議予定の協定項目内容の説明を終わります。

なお、この 4 項目については、次回の会議で協議してまいりますので、ご検討くださいますようお願いを申し上げます。

以上で本日予定した案件について協議が終了いたしました。

## 7、その他

次第 7「その他」ということで何かございませんか。

【米田委員】

はい（挙手）

【中野渡会長】

どうぞ。

【米田委員】

この前、皆様に 6 名に委任した新市の名称のことなんですが、それが、今日報告にならなかった。

大変、まず慎重に行っているなと思いますが、これ、ここの協議会で決めるのが本当だけれども、それではなかなか決まらない、採決にもっていかなければならない状態であるので、皆様をお願いして和を持って決めていただきたいとこういうことをお願いしましたが、物事を決めるのに早くても駄目だわけで、遅くても駄目なんです。

ただ私は、これ以上遅くなると大変難しいなと思って、次の機会に是非とも発表していただきたいと、努力方をお願いしておきます。

【中野渡会長】

はい、そのほかございませんか。

【野月 忠見委員】

はい（挙手）

【中野渡会長】

はいどうぞ。

【野月 忠見委員】

今、米田さんから発言がありましたが、次回はできたら発表できればということですが、その発表に2色あるわけですから、いろいろ今までの経過を踏まえて「十和田市」「十和田湖市」の平行線できていますから、その辺は次回で、6人会で結論が出ますか。

努力はしても、出ない時もあるだろうし、出なければまた3回目というふうになっていくのか、私は前回はなかなか議論は伯仲をしてなかなか結論が出ないということで6人に一旦一任をした訳ですから、いつまでもいつまでもということの付録はつかないと私は思っていたんですが、なんか今日の話の推移を見ると、ずっと決まるまで6人でいくとなれば、我々40人の委員の存在というのも市民あるいは町民からも問われるのではないかなという懸念をもっていますんで、その辺の考え方だけを聞いておきたいなと思っています。

【中野渡会長】

皆さんから6人に委任した訳でございますから、委任された訳ですけど、この問題はここの合併の最重点の課題だと思っております。

十分に議論して納得いくまで議論して、そして決定をしたい、このように考えておりますので、延びる可能性もあり得るということをご承知願いたいと思います。

【野月 忠見委員】

そうすると、5月に建設計画の事業計画の住民の説明会がありますよね。

説明会が5月ですから、5月までは延びるということは考えられませんよね。

私は、そういくべきではないと思いますよ。

一番肝心なのを決めないで、住民の説明会なんていうのはあり得ないんですから、できればね、会長もおっしゃってるように最善の努力をする、それは認めますから、努力の結果、まあ次あたりは結果が出てもいいんじゃないかなと私は思うのですが、仮にそうでない時にはまた3回目というふうになりますか。

これだけを確認しておきます。

【中野渡会長】

回数については今言えません。

とにかく良き時期に決定したいと、このように考えております。

そのほかありませんか。

【委員】

なし。

【中野渡会長】

無ければ、事務局の方からもしあればお願いします。

【斗沢事務局次長】

事務局から 2 つほどお知らせがございます。

まず、次回開催の日程でございますが、今回は 3 月の 25 日十和田市民文化センターにおいて午後 1 時 30 分からの開催となりますので、よろしく願いをいたします。

2 つ目でございますが、みなさんのお手元の方に青いチラシをお配りしてございます。

3 月 28 日青森市のぱ・る・るプラザ青森、こちらの方で市町村合併を語り合う会というのが開催されます。

午後 1 時からでございますが、参加は自由でございますので、時間の許される方はご参加いただければというふうを考えてございます。

以上でございます。

## 8、閉会

【中野渡会長】

以上で、第 6 回十和田市・十和田湖町合併協議会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。